



退職後の 健康保険について

大阪府信用金庫健康保険組合

退職された後は…

健康保険証の返納について

健康保険証を**家族分も含め、退職時に勤務先に返納**してください

健康保険証は退職日までご利用いただけます。

退職日の翌日以降に保険証を使用したときは後日、医療費等保険給付費の返還請求を行うこととなるため、必ず退職時に勤務先へ返納してください。

健康保険証以外に返納するもの

▶ **限度額適用認定証**

(交付されているとき・家族分も含む)

▶ **特定疾病療養受療証**

(交付されているとき・家族分も含む)

▶ **高齢受給者証**

(交付されているとき・家族分も含む)

退職時に勤務先に返納
してください

健康保険証を失くしてしまったとき

退職時に健康保険証をなくし、返却できないときは勤務先に

「健康保険被保険者証滅失届」を提出してください。

同じ事業所または関連会社に再雇用されるとき

同じ会社に退職後引き続き再雇用される場合は、ご自身で手続きすることなく健康保険証が発行されます。(ご家族を引き続き扶養される場合は、被扶養者異動届等の提出が必要です) 健康保険証は、事業所を通じて、被保険者へ配布されます。

別の事業所へ再就職されるとき

別の事業所へ再就職される場合は、再就職先の健康保険に加入し、新たな健康保険証が発行されます。ご家族を引き続き扶養される場合は、加入先の健康保険へ書類の提出が必要となります。(詳細は加入先健康保険に確認してください)

退職後の医療保険制度について

退職後は大阪府信用金庫健康保険組合の被保険者資格を失い、状況に応じた医療保険に加入することになります。

再雇用または再就職するのでなければ、自分で健康保険加入の手続きを行う必要があり、以下のいずれかに加入することになります。

どの健康保険制度が最もご自身に適しているか必ず確認しましょう。

種類	適用期間	加入資格	保険料	手数料	医療機関の窓口負担	手続期限
(社会保険に加入している家族の)被扶養者になる ➡P.3へ	特になし	原則として年間収入130万円未満(60歳以上または障害者は180万円未満)であること 手続き等は加入する健康保険に確認が必要です	なし	なし	本人・家族とも3割	加入する健康保険と相談が必要です
国民健康保険(市区町村)に加入する ➡P.5へ	特になし	特になし	前年の収入によって決定	かからない場合もあり	本人・家族とも3割	退職後、14日以内に居住地の市町村役場で手続き
(当健康保険組合の)任意継続被保険者となる ➡P.7へ	2年間	退職日までに健康保険組合に2ヵ月以上継続加入していること	全額自己負担(今までの自己負担分プラス事業主負担分)	かかる	本人・家族とも3割	資格喪失後20日以内にWeb申請または郵送にて申請し、保険料を納付

減

保険料負担

増

難

加入条件

易

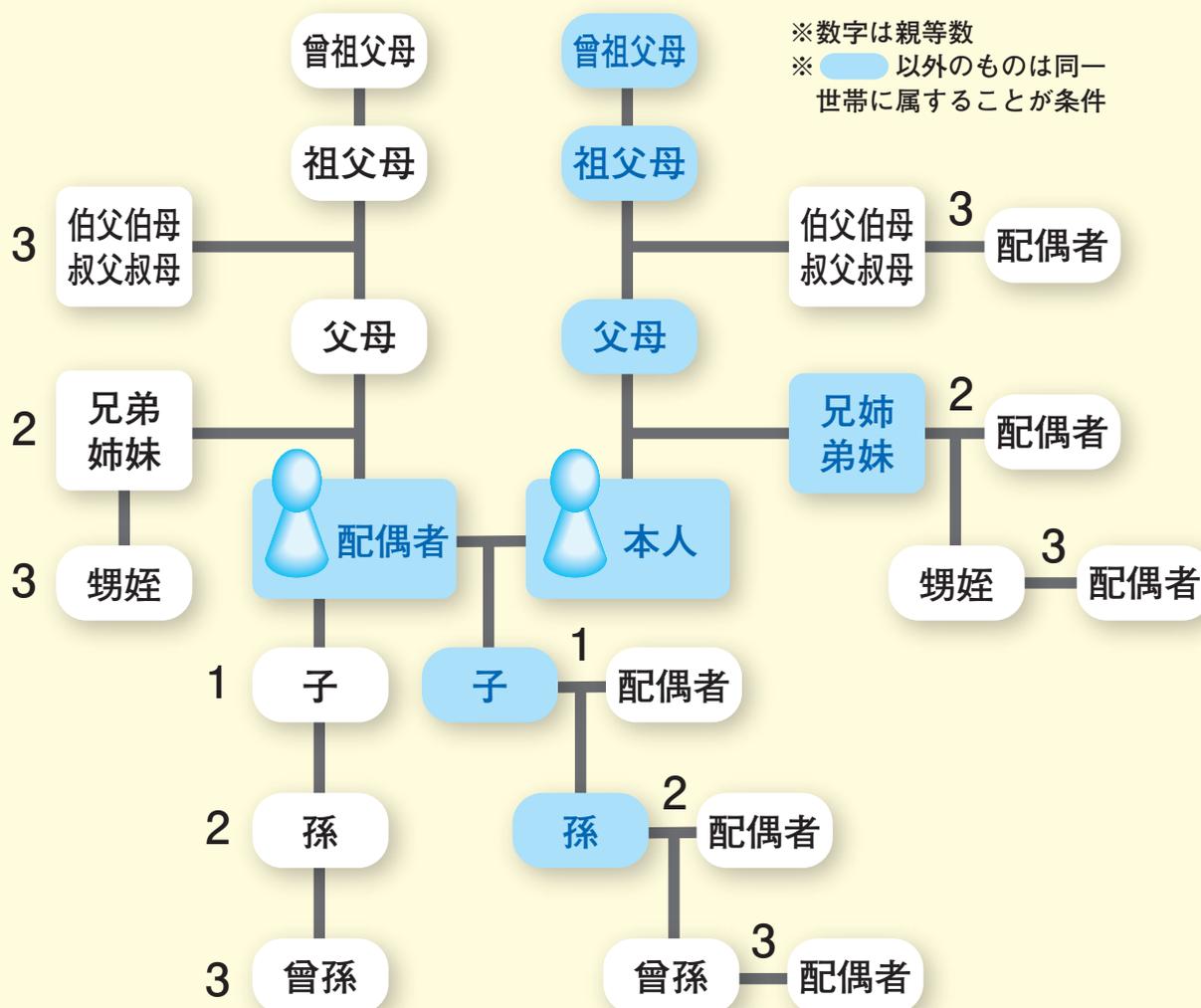
(社会保険に加入している家族の) 被扶養者になる

健康保険では、被扶養者として認定された家族に保険料の負担無く保険給付を行います。被扶養者と認められるには【被扶養者になれる人の範囲】と【収入】について一定の条件を満たしている必要があります。なお、【被扶養者になれる人の範囲】は法律で決められています。また、被扶養者となるためには、健康保険の認定を受けなければなりません。

被扶養者になれる人の範囲

原則として国内に居住している三親等内の親族で、主として被保険者の収入によって生活していることが必要です。

三親等内の親族とは？



収入について

扶養の程度の基準としては、被扶養者となる人の年間収入が130万円（60歳以上または障害者は180万円）未満で、被保険者の収入の2分の1未満であることとされています。

【収入の範囲について】

給 与	通勤交通費などの非課税収入や賞与も含まれます。
年 金	遺族年金・企業年金・障害年金等の公的年金で、介護保険料など控除前の年金支払額を収入とみます。
事 業 所 得	収入から加入先の健康保険が認めた直接的必要経費を引いた所得を収入とみます。
不動産・株配当	家賃や株の配当金など定期的な所得を収入とみます。なお、相続などに伴う一時的な所得は該当しません。
失業給付／傷病・ 出産手当金等	受給金額によって扶養家族として認定されるケースもありますので、詳しくは加入先の健康保険にお問い合わせください。

詳しい被扶養者認定基準や、手続きに必要な書類等につきましては加入先の健康保険にご確認ください。



パート・アルバイトの方も社会保険に入れる可能性があります。

パート・アルバイトの方の社会保険適用拡大

平成28年10月1日から、パート・アルバイトの方の社会保険加入の基準が変わりました。

1週の所定労働時間および1カ月の労働日数が常時雇用者の4分の3以上ある場合は被保険者となります。また、4分の3未満の場合でも下記の5つの要件をすべて満たした場合、健康保険の被保険者となります。

- (1) 1週の所定労働時間が20時間以上であること
- (2) 雇用期間が継続して一年以上見込まれること
- (3) 月額賃金が8.8万円以上であること
- (4) 学生でないこと
- (5) 常時501人以上の従業員を使用する企業（特定適用事業所）に勤めていること
(労使合意した従業員数500人以下の会社に勤める人も対象になります。)

国民健康保険(市区町村)に加入する

お住いの市区町村で手続きを行います。手続きに必要な書類や具体的な方法等はお住いの市区町村にお問い合わせください。ここでは、一般的な国民健康保険の仕組み等を記載しています。退職される理由等によって、任意継続に加入するより健康保険料の負担が少なくなる事もあるため、あらかじめ確認しておくことをおすすめします。

国民健康保険 保険料の納め方

市区町村が決定した年間保険料(税)を、市区町村が定める納期までに納めます。

納付方法

1. 口座振替
2. 納付書
3. 年金からの天引
4. クレジットカード
5. 電子マネー
6. キャッシュレス払い(Pay-easy等)等、多数あります。

(市区町村によって取り扱い有無が異なります。お住いの市区町村にご確認ください。)

また、① 手数料がかからない

- ② 4. クレジットカード、5. 電子マネー、6. キャッシュレス払い(Pay-easy等)は、条件によってポイントが貯まる等、お得になる場合があります。

国民健康保険 保険料の考え方

国民健康保険の保険料(国民健康保険税)

1. 医療分保険料
2. 後期高齢者支援金分保険料
3. 介護分保険料(40歳以上65歳未満) この3つの合計額からなります。

それぞれについて、以下の4つの項目から保険料を算出します。

A. 所得割

その世帯の所得に応じて算定(所得額×料率)

総所得金額から基礎控除額(33万円)を引いた額に保険料率を掛けて算出

B. 資産割

その世帯の資産に応じて算定(固定資産税額×料率)

C. 均等割(被保険者均等割)

加入者一人当たりいくらかとして算定(加入者数×均等割額)

D. 平等割(世帯別平等割)

一世帯当たりいくらかとして算定

お住いの
市区町村にて
ご確認ください。



これらの組み合わせ及び各項目の金額・割合(%)は、各市町村が個々に定めるため、お住いの市区町村によって保険料が大きく異なることがあります。

保険料(税)は、国保に加入する資格が発生した月の分から納めなければなりません。届け出をした日からではありませんので、注意しましょう。

年度の途中で国保に加入したり、やめた場合は、月割りで計算し、市区町村が定める納期までに納めます。

保険料(税)は、4月～翌年3月までの年度ごとに計算されます。

国民健康保険 軽減制度・減免制度

国保には保険料の軽減制度や、災害・失業などにより保険料の納付が困難となった場合の減免制度や軽減制度があります。(自治体によって制度の有無があります)

◆減免制度

平成22年4月1日から、市区町村が運営する国民健康保険制度において、倒産や解雇、病気等を理由に失業した方の国民健康保険料(税)を軽減するという制度が開始されました。

対象者

退職理由が、会社都合及び病気、介護、育児、通勤不可能等正当な理由(定年退職は除く)の自己都合退職の方(雇用保険受給資格者証の離職理由コードが以下のいずれかである方)

※ご自身の受給資格者証でご確認ください。

特定受給資格者 ^{※1}	11・12・21・22・31・32
特定理由離職者 ^{※2}	23・33・34

※1 特定受給資格者…会社の倒産、解雇等会社都合で離職した方

※2 特定理由離職者…雇止め及び病気、介護、育児、通勤不可能等正当な理由で自己都合退職した方

- 退職時に65歳以上の方、季節的あるいは短期間の雇用形態だった方は、今回の軽減制度の対象になりません。
- 雇用保険受給期間の延長をする方は、「雇用保険受給資格者証」が発行されないため延長中は対象になりません。

この制度では、対象者の国民健康保険料(税)が、退職した月(退職日が月末の場合は翌月)からその翌年度末までの間、前年度の給与所得を3割に軽減して算定されます。

◆軽減制度

次のような世帯は、均等割額、平等割額が軽減されます。

世帯主と被保険者全員の前年中所得の合計額が下記の金額以下の場合	
7割軽減	33万円
5割軽減	33万円+(世帯主を除いた被保険者数)×24万5千円
2割軽減	33万円+(被保険者数)×35万円

世帯の所得とは、同じ世帯の次の人の所得を合計した額です。

◎世帯主(国保被保険者でない場合も含む)

◎国保被保険者

- 5年前までに国保被保険者だった後期高齢者医療制度の被保険者

※軽減判定するときの所得は、公的年金等特別控除(15万円)が適用され、青色事業専従者給与及び事業専従者控除・長期譲渡所得等の特別控除の適用はありません。

国民健康保険料(税)は前年度の所得等を基に計算されますので、退職後、当健康保険組合の任意継続被保険者となった場合よりも納める保険料が安くなる場合があります。

上記の要件に該当する方は、この制度の対象になる可能性があります。双方の保険料等を比較して、どちらに加入されるかご検討ください。

国民健康保険料(税)の額や制度の詳細な内容につきましては、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

(当健康保険組合の) 任意継続被保険者となる

信用金庫（あるいはその関連会社）を退職されることにともない、健康保険の被保険者資格も喪失することになりますが、喪失後におきましても、一定の加入要件を満たす方は、自分で健康保険料を納めることにより、継続して健康保険に加入（任意継続）することができます。

1. 加入条件

退職の前日まで継続して2ヵ月以上、被保険者であった場合。

2. 加入期間

年齢に関係なく最長で2年間（ただし、その間に後期高齢者医療保険制度の被保険者になる方については、その当日（75歳の誕生日）に資格喪失）

3. 保険料額

事業主の負担がなくなるため、**全額自己負担**。満40歳以上65歳未満の被保険者は、一般保険料にあわせて介護保険料も必要。

※保険料額は退職時の標準報酬月額と、別に定める任意継続の標準報酬月額の上限を比較して、低い方の標準報酬月額で決定。

4. 申請期間

資格喪失日（退職日の翌日）の20日以内に当健康保険組合に申請。

5. 申請方法

当健康保険組合ホームページの申請フォームより入力して申請、または申請用紙にて郵送申請（※申請用紙はHPよりダウンロードまたは人事部へお申し出ください／書類郵送代は自己負担）

6. 初回保険料納付期間

当健康保険組合が指定する納付期限日（申請受付後、当健康保険組合から保険料額等の案内送付）

7. 保険料納付方法

当健康保険組合の銀行口座へ振込納付（振込手数料は自己負担）

8. 保険料納付回数

2回目以降の保険料は毎月納付する「毎月払い」と当該年度分（3月分まで）を一括して納付する「前納払い」があり、どちらかを選択。

【納付回数について】

毎月払い…毎月10日までに納付が必要。納期を1日でも過ぎると、任意継続の資格がなくなる。

※10日が金融機関の休日の場合は、休日明けが納付期限日

前納払い…指定日までの納付。指定日を過ぎると前納の取り扱い不可。

なお、保険料を前納された場合は、社会保険適用の事業所に就職された時以外は、翌年度の4月の納付期限日（4月10日。その日が金融機関の休日の場合は休日明け）までは、途中解約不可。

※一度選択すると、今年度分の納付回数は後から変更できませんのでご注意ください。

※年度が変わり、2年目以降も引き続き任意継続に加入される場合は改めて納付回数を選択できます。

【任意継続保険料額計算の考え方】

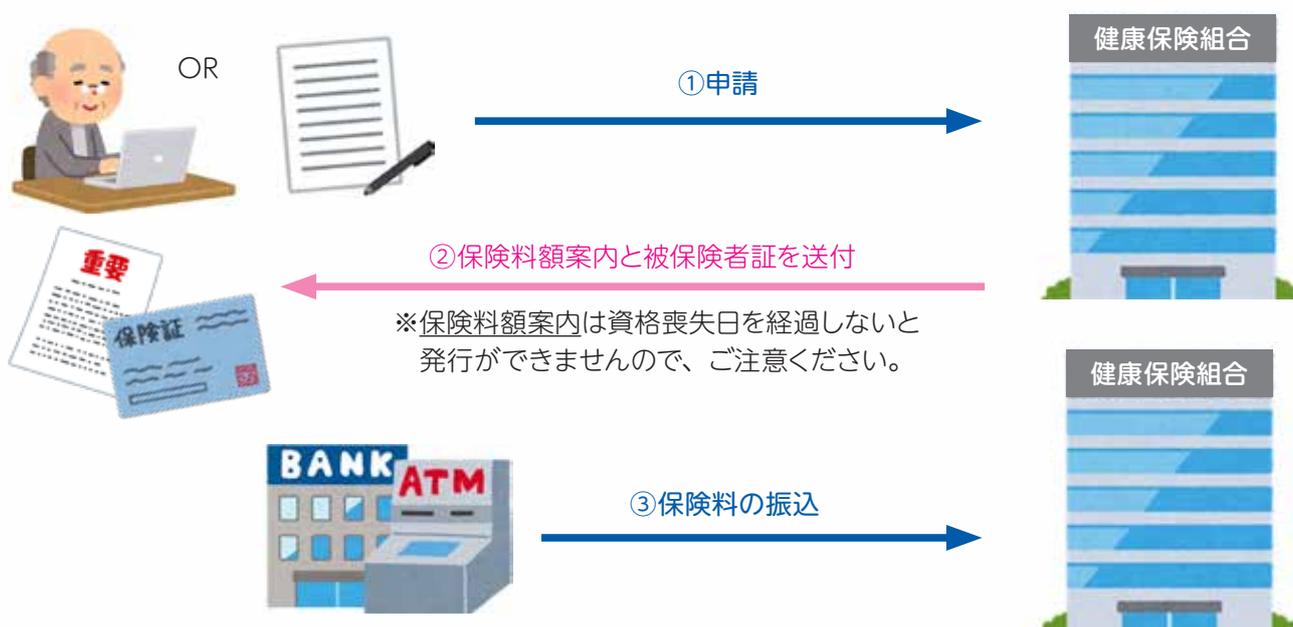
任意継続保険料額は、退職時の標準報酬月額に保険料率をかけて計算するため、所得の減少があっても保険料は変動しません。

また、医療費や高齢者抛入金等の増加に伴い増額傾向にあるため、2年度目以降は国民健康保険に加入した方が保険料額は低額になることがあります。毎年2月上旬頃に次年度の(概算)保険料額を文書等でご案内しています。その際に、国民健康保険料額と比較されることをおすすめします。

【被扶養者について】

被扶養者の収入や現況確認のため、申請後に確認書類の送付等を求めることがあります。その際は早急にご対応の程お願いします。送付等がなかった場合、被扶養者認定が出来ない事もありますのでご注意ください。

●任意継続手続きの流れ●



① 申請

資格喪失日(退職日の翌日)の20日以内に当健康保険組合のホームページにある任意継続申請フォームから入力、または申請用紙に記入して郵送で申請してください。

② 保険料額案内と被保険者証を送付

申請内容を当健康保険組合で受付確認後、保険料額の案内を**資格喪失日以降**に送付します。

当健康保険組合が指定する納付期限日までに保険料の振込が無かった場合は、**申請は無効となり、任意継続資格は取消**となります。**保険者証の効力も失います**のでご注意ください。

③ 保険料の振込

当健康保険組合指定口座へ、振込指定日までに必ずお振込みください。

申請受付および確認前の保険料の振込はできません。必ず申請後にお振込みください。



任意継続手続きの注意点

1. 申請について

原則、申請期間外の申請は受付できませんのでご注意ください。

2. 保険料の振込について

申請受付及び確認前の保険料の振込はできません。必ず申請後にお振込ください。

また、当健康保険組合が指定する納付期限日までに保険料の振込が無かった場合、申請自体が無かったものとみなされます。(任意継続健康保険の加入は不可、国民健康保険へ加入手続きを行うか、その他家族の社会保険に扶養家族として申請) 振込忘れには十分ご注意ください。

3. 被保険証の送付について

申請時に転居の可能性がある場合、転居先の住所を入力(記載)してください。

4. 被扶養者の収入や現況確認について

原則、マイナンバーによる確認を行います。しかし、マイナンバーの情報反映に遅延が生じる等確認できないこともあるため、後日確認書類を送信(送付)いただくことがあります。

任意継続申請フォームについて

当健康保険組合のホームページにある申請フォームより申請頂くと、被保険者証到着まで手続きがスムーズに行えます。また、郵送代もかかりません。下記に申請フォームによる流れをご案内しますので、ご参照ください。

大阪府信用金庫健康保険組合 検索

どちらかを
クリックしてください

■Web申請 ※申請画面はイメージとなります。

①まずは「ログイン」しましょう

ご利用いただくには、被保険者証に記載されている「記号」「番号」「パスワード(保険者番号)」の入力が必要です

被保険者証に記載されている「記号」と「番号」を入力してください。

パスワードは保険者番号「06271811」を入力してください。

② 申請書を選択します

1. 任意継続被保険者に必要な申請

資格取得申請 [▶ まずはこちらをお読みください](#)

 [会社を退職された方へパンフレット PDF版](#)

2. 任意継続 被保険者 加入後の変更

[被扶養者（異動）届](#)

[被保険者（被扶養者）氏名変更届](#)

[被保険者住所変更届](#)

こちらを選択してください

③ 申請フォーマットに必要な項目をすべて入力し、確認ボタンをクリックしてください

資格取得申請

申請日 2021/02/02 

健康保険被保険者証 記号 123 番号 456 枝番 半角入力

被保険者カナ名 氏 フリガナ 名 フリガナ

被保険者氏名 氏 氏 名 名

被保険者の生年月日 西暦 年 月 日 ※入力項目は以降続く

入力完了後、確認ボタンをクリックしてください

確認

④ 入力確認後、同意欄にチェックをし、申請ボタンをクリックして申請完了です

同意する

[閉じる](#) [申請する](#)

同意欄にチェックし、申請ボタンをクリックして完了

※記入もれがあるとエラーとなりますのでご注意ください。

任意継続保険料月額表

等級	標準報酬		標準月額		一般・介護・調整保険料月額 (手続日に40歳～64歳の方)				一般・調整保険料月額 (左記以外の年齢の方)		
	月額	日額	円以上	円未満	一般	介護	調整	合計	一般	調整	合計
1	58,000	1,930	63,000円未満		5,145	986	75	6,206	5,145	75	5,220
2	68,000	2,270	63,000 ～ 73,000		6,032	1,156	88	7,276	6,032	88	6,120
3	78,000	2,600	73,000 ～ 83,000		6,919	1,326	101	8,346	6,919	101	7,020
4	88,000	2,930	83,000 ～ 93,000		7,806	1,496	114	9,416	7,806	114	7,920
5	98,000	3,270	93,000 ～ 101,000		8,693	1,666	127	10,486	8,693	127	8,820
6	104,000	3,470	101,000 ～ 107,000		9,225	1,768	135	11,128	9,225	135	9,360
7	110,000	3,670	107,000 ～ 114,000		9,757	1,870	143	11,770	9,757	143	9,900
8	118,000	3,930	114,000 ～ 122,000		10,467	2,006	153	12,626	10,467	153	10,620
9	126,000	4,200	122,000 ～ 130,000		11,177	2,142	163	13,482	11,177	163	11,340
10	134,000	4,470	130,000 ～ 138,000		11,886	2,278	174	14,338	11,886	174	12,060
11	142,000	4,730	138,000 ～ 146,000		12,596	2,414	184	15,194	12,596	184	12,780
12	150,000	5,000	146,000 ～ 155,000		13,305	2,550	195	16,050	13,305	195	13,500
13	160,000	5,330	155,000 ～ 165,000		14,192	2,720	208	17,120	14,192	208	14,400
14	170,000	5,670	165,000 ～ 175,000		15,079	2,890	221	18,190	15,079	221	15,300
15	180,000	6,000	175,000 ～ 185,000		15,966	3,060	234	19,260	15,966	234	16,200
16	190,000	6,330	185,000 ～ 195,000		16,853	3,230	247	20,330	16,853	247	17,100
17	200,000	6,670	195,000 ～ 210,000		17,740	3,400	260	21,400	17,740	260	18,000
18	220,000	7,330	210,000 ～ 230,000		19,514	3,740	286	23,540	19,514	286	19,800
19	240,000	8,000	230,000 ～ 250,000		21,288	4,080	312	25,680	21,288	312	21,600
20	260,000	8,670	250,000 ～ 270,000		23,062	4,420	338	27,820	23,062	338	23,400
21	280,000	9,330	270,000 ～ 290,000		24,836	4,760	364	29,960	24,836	364	25,200
22	300,000	10,000	290,000 ～ 310,000		26,610	5,100	390	32,100	26,610	390	27,000
23	320,000	10,670	310,000 ～ 330,000		28,384	5,440	416	34,240	28,384	416	28,800
24	340,000	11,330	330,000 ～ 350,000		30,158	5,780	442	36,380	30,158	442	30,600
25	360,000	12,000	350,000 ～		31,932	6,120	468	38,520	31,932	468	32,400

※ 一般保険料=保険料{(報酬月額×保険料率(90.00)×月別係数(円未満四捨五入))} - 調整保険料={(報酬月額×保険料率(1.3)×月別係数(円未満切り捨て))}

※ 介護保険料={報酬月額×保険料率(17.00)×月額係数(円未満切り捨て)}

令和3年4月1日